【規程番号　神女大Ｖ－025】

教育学部教育学科の履修コースに関する細則

（目 的）

第１条　この細則は、神戸女子大学教育学部教育学科の学生の履修コースに関して、必要な事項を定めるものとする。

（履修コース決定時期）

第２条　学生は、１年次後期の授業日から学則に規定するいずれかのコースを履修するものとする。

２　履修コースの決定は、学生の希望を書面等により調査し、学科の承認を経て、学科主任が行う。

３　履修コースの結果は、掲示等により学生に公表する。

（履修コースの変更申請時期）

第３条　履修コースの変更を希望する学生は、申請により変更が認められることがある。

２　履修コース変更の適用は原則として学期始めからとし、学期の始まる１ヶ月前には、申請を行うものとする。変更申請を行える期限は、義務教育コースへの変更は１年次終了時の２月末まで、初等教育コース及び幼児教育コースへの変更は２年次終了時の２月末までとする。

３　コース変更を行った学生は、残りの年限で学則に定める免許状及び資格を取得できない場合がある。

４　第２項の変更時期にかかわらず、特別な事情によりコース変更が必要と認められる者については、学科で協議の上、申請を行うことができる。

（審査書類等）

第４条　履修コースの変更を希望する者は、次の書類を定められた期日までに学科主任に提出しなければならない。

(1) 履修コース変更願

(2) 成績証明書

(3) その他学科が必要と認めた書類

（審 査）

第５条　審査は、在学中の学修状況を勘案し、関係するコース主任による面接又はその他学科主任が指定した方法により行う。

２　前項の審査対象となった学生に対し、審査の上、学科主任が履修コース変更を許可する。

（履修コース変更後の在学期間等）

第６条　履修コース変更後の在学期間は、履修コース変更前のものを引き継ぐものとし、学年についても履修コース変更をしなかった場合と同様に進級するものとする。

（履修コース変更の制限）

第７条　過去に履修コース変更を許可された者は、原則として再度履修コース変更を申請することはできない。

（既修得単位の取扱い）

第８条　履修コース変更前に修得した科目は、卒業単位として認める。

２　幼児教育分野から初等教育コースへの編入学の場合、編入生が入学する前に大学又は短期大学等で修得した単位のうち、幼児教育コースで当該専門科目に相当すると認められる単位は、卒業要件単位として認定する。ただし、教職課程及び指定保育士養成課程科目の単位については、関係法令・通知等に従って認定する。

（細則の改廃）

第９条　この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この細則は、令和７年４月１日から施行する。